

歴史的風致維持向上計画の概要

1. 歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

(1) 目的

歴史的風致を維持及び向上させ、後世に継承するための市町村の取組みを国が支援するもの

(2) 国と市町村の役割

ア) 国の役割

基本方針の策定、市町村が作成する計画認定、法令上の特例措置、財政支援等

イ) 市町村の役割

歴史的風致維持向上計画の作成、重点的な支援を受けて事業の実施

(3) 歴史的風致とは

ア) 歴史的風致

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動（50年以上続く）とその活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成された良好な市街地環境

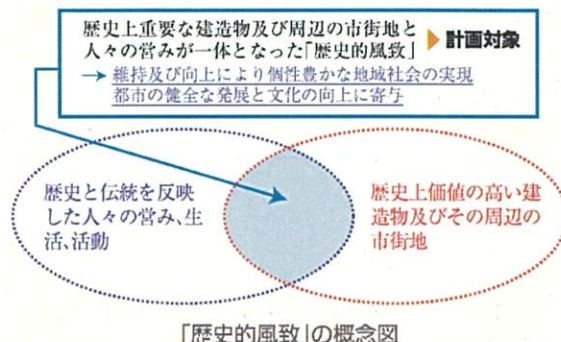
イ) 重点区域

次に掲げる①、②の要件に該当する土地の区域

① イ又はロのいずれかに該当する土地及びその周辺の土地の区域

- イ) 国が指定した重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の土地
- ロ) 国が選定した重要伝統的建造物群保存地区内の土地

② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域



2. 長崎市 歴史文化基本構想（平成27年3月策定）

(1) 位置付け

文化財行政における、文化財を長期的かつ計画的に保存・継承・活用するためのマスタープラン

(2) 歴史文化保存活用区域

文化財を核として文化的な空間を創出するための歴史文化保存活用区域を10区域設定

- ①中央区域 ②出島・館内・新地・山手区域 ③浦上区域 ④外海・池島区域 ⑤長崎港入口区域
- ⑥香焼・伊王島・高島区域 ⑦深堀区域 ⑧脇岬・樺島区域 ⑨茂木区域 ⑩矢上区域

3. 長崎市 歴史的風致維持向上計画（作成中）

(1) 位置付け

歴史文化基本構想を踏まえながら、文化財行政とまちづくり行政の連携による歴史的風致の維持向上及び歴史的資産を活かしたまちづくり推進のための基本計画

(2) 計画期間 概ね10年間（平成31年度 認定予定）

(3) 長崎市の重点区域（案）

山手区域（東山手・南山手地区）

(4) 歴史的風致維持向上協議会

歴史まちづくり法に基づき設置。計画の作成・変更、計画実施に係る連絡調整を行うための協議会

ア) 協議会の構成（13名）

市（まちづくり部長、文化観光部長）、県（都市政策課長、学芸文化課長）、重要文化財所有者、学識経験者（文化財、歴史、歴史的建造物、都市計画、景観）、地域活動団体、観光団体、景観整備機構（景観整備を担う法人）